

## 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇三五

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部中「警察署長（浦和）」の次に「浦和東」を加える。

附 則

この規則は、令和二年九月十五日から施行する。